

笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年4月15日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	内 桶 克之 君
〃	益 子 康子 君
〃	田 村 泰之 君
〃	西 山 猛 君

欠席委員

委員	大 貫 千 尋 君
----	-----------

委員以外の出席議員

議長	畑 岡 洋 二 君
----	-----------

出席説明員

総務部長	瀬 谷 昌 巳 君
------	-----------

出席議会事務局職員

議会事務局長	山 田 正 巳
議会事務局次長	石 井 謙
次長補佐	鶴 田 貴 子
主査	上 馬 健 介
係長	神 長 利 久

議事日程

令和7年4月15日（火曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 令和7年第2回笠間市議会定例会について

(2) その他

午前10時00分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様、何かとお忙しい中御出席を賜りありがとうございます。

本日は、令和7年第2回笠間市議会定例会について御協議願いたくお集まり頂いた次第であります。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は、7名であります。欠席委員は大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に、議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。本日の会議の記録は書記の次長補佐にお願いします。

なお傍聴の申出がありましたのでそれを許可しました。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いいたします。

○畑岡議長 お早うございます。少々遅れて申し訳ございませんでした。

今日は、委員長のほうからありましたように、第1回定例会についてとその他議会運営に関する議論があると思いますので、皆様の忌憚のない御意見を頂きながら、よりよい議会運営をということで皆様のお答えを出して頂ければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村上委員長 ありがとうございます。

[議長 退席]

○村上委員長 それでは協議事項に入ります。

令和7年第2回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に総務部長より提出議案等について説明願います。

総務部長瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 タブレット02提出予定議案一覧となります。

令和7年第2回定例会には、資料一覧のとおり、諸般の報告1件、内容は10件に分かれております。報告については3件、議案は5件、合わせて9提案が予定されております。それぞれの内容について概要を御説明させていただきます。

提案1の1番目から6番目は、令和6年度一般会計、水道事業会計の継続費通次繰越と一般会計の繰越明許費、水道事業会計と下水道事業会計の予算繰越、一般会計の事故繰越の報告でございます。

提案1の7番目から10番目は、経営状況の公表についてです。笠間市開発公社、笠間市農業公社、笠間工芸の丘株式会社及び株式会社道の駅かさまの経営状況について、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

提案2の報告、専決処分の承認を求めることについてであります。令和6年度一般会計補正予算（第9号）について、配当割交付金など各交付金や地方交付税の確定や財政調整基金への戻入れによる予算措置が必要なため、歳入歳出予算の総額にマイナス67万4,000円を追加する補正予算を3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

提案3の報告、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。国民健康保険財政調整基金の預金利子が確定し同基金に積み立てるなどを3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

提案4の報告、専決処分の承認を求めることについて、笠間市税条例の一部を改正する条例であります。地方税法などの一部を改正する法律において令和7年4月1日施行される関連部分について、笠間市税条例の一部を改正し3月31日付で専決処分したものの報告でございます。

提案5の議案、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、6月23日に戸田浩二氏が任期満了を迎えることに伴い、委員の任命について同意を求めるものであります。選任につきましては現在調整中となっております。

提案6の議案、笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについては、6月22日に井上明美氏が任期満了を迎えることに伴い、委員の任命についての同意を求めるものであります。選任につきましては現在調整中となっております。

提案7の議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の改正などに伴い国民健康保険税の基礎賦課額に関わる課税限度額を現行の65万円から66万円、後期高齢者における課税限度額を現行の24万円から26万円への改正と5割軽減基準、2割軽減基準の所得判定基準の改正を行うものでございます。

提案8の議案、市道路線の認定については、道路法の規定により8路線の市道路線の認定などについて議会の議決を求めるものでございます。

提案9の議案、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第1号）につきましては現在編成中でございます。

以上で第2回市議会定例会提出予定の議案等についての説明を終わります。

○村上委員長 提出予定議案等の説明は以上であります。この取扱いについて何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 なければこれで承認お願いいたします。

次に、事務局より会期日程（案）について説明願います。

事務局次長、石井謙君。

○石井議会事務局次長 タブレット資料の03会期日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、5月29日木曜日から6月12日木曜日までの15日間としております。

初日の5月29日木曜日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案上程、提案理由の説明を行います。また、議案の一部について、質疑、討論、採決を予定しております。

また、一般質問通告の締切りは5月29日の午前中、議案質疑通告の締切りは午後5時とさせていただきます。

5月30日金曜日は、議案調査のため休会といたします。

6月2日月曜日は、議案質疑の後、所管の常任委員会へ付託いたします。なお、本会議終了後、議会運営委員会を開催し一般質問の取扱いについて協議いたします。

3日火曜日は総務企画委員会、4日水曜日は教育福祉委員会、5日木曜日は建設産業委員会、6日金曜日、9日月曜日、10日火曜日の3日間を一般質問といたします。

なお、討論通告の締切りは10日火曜日の午前中といたします。

11日水曜日は議事整理のため休会といたします。

12日木曜日は定例会最終日ですが、付託された議案につきまして各常任委員会委員長より審査の経過及び結果の報告を受け、質疑討論採決を行い閉会となります。

また、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上が令和7年第2回定例会の会期日程（案）でございます。

○村上委員長 ただいま会期日程（案）について説明がありましたが、これについて何かございますか。なければこのとおりの決したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 異議なしと認め、令和7年第2回定例会の会期日程（案）は、5月29日から6月12日までの15日間とすることに決定しました。

なお、ただいま決定しました会期日程（案）につきましては、今月の全員協議会において議会運営委員会からの報告事項といたしますのでよろしくお願いいたします。

執行部でほかに案件報告等がなければここで退席願います。

〔総務部長 退席〕

○村上委員長 次に（2）その他に入ります。

一般質問における大項目の割愛に関して、市長から議長及び私に対して発言があった件について、今月21日に開催される全員協議会で議長にまとめて頂くということで前回3月18日開催の議会運営委員会の中で御意見を頂きました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

〔資料配布〕

午前10時27分再開

○村上委員長 それでは協議を再開したいと思います。

ただいまの件につきまして、いろいろ協議した結果、私のほうに預けて頂きまして、この案件を私と事務局のほうから議長にお伝えするという対応で、全協で報告したいと思っておりますので、皆さんの御理解をよろしくお願ひしたい。

〔「改めて議論すべき」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 改めて協議いたします。

すいませんが御理解して頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それではただいまの内容で21日の全員協議会で議長より発言して頂くということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 それでは資料を回収いたしますので、事務局よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

〔資料回収〕

午前10時28分再開

○村上委員長 それでは休憩を解いて協議に入ります。

次に、一般質問における反問権についてですが、4月8日までを締切りとして各会派から意見を提出して頂きました。

会派からの意見について事務局から説明願ひます。

事務局次長石井君お願ひします。

○石井議会事務局次長 タブレット資料の04反問権というファイルを御覧ください。

前回、議会運営委員会であった反問権についてでございますが、各会派から五つの会派から反問権に対する意見を頂いております。各会派の意見につきましてはタブレットに掲載しております。意見について要約したものが、04会派からの意見まとめとなりますので、そちらを御覧ください。よろしいでしょうか。

まず政研会。各議員、各執行部が反問権に対する理解を深めることで、笠間市議会基本条例に定められているとおりの反問権の在り方で問題ない。論点の整理、明確化、趣旨や内容を整理し一般質問における反問権はより議論を深める。従って反問権は必要であり、廃止する必要はない。反問権と反論権を混同しないよう、行使する際のルール、運用指針を定めてはどうか。

市政会。反問権は必要であり、問題は反問権に対する理解が議員によってまちまちなので、改めて反問権の内容と在り方について整理し、定義することが必要。②としまして、反問権の濫用を防ぐために反問権の行使に当たり一定のルールを設けてはどうか。本文の

中で1から5のルール案を出しております。そのほかに沼田市の要綱を参考に掲載をしております。

かさま未来。反問権は、一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言であり、質問に対する適切な答弁を行うということで、反問権は必要。問題はその使い方、答弁者が議長に対し反問しますと明言し、議長の許可を得てから、反問内容確認事項を発言することが必要。

公明党。質問の内容については、反問権が適用されるが、それ以外の質問の項目、質問順序は議長に対して確認しますと言って議長に許可を得て確認すべき。議長の許可を得て行うが、反問と確認の使い方を明文化したほうがよいのでは。

共産党。反問権、反論権を執行部は持つ必要はない。質問に答えるために質問の趣旨を確認する必要がある場合には、反問権反論権ではなく確認することができるという規定だけでよいのでは。

また6としまして、県内の市議会の取扱いも記載を頂いております。

以上です。

○村上委員長 ただいま説明頂きました。御意見等あれば伺いたいと思いますが、これも一度暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時42分再開

○村上委員長 休憩を解きまして協議入ります。

ただいまの件におかれましては、委員長預かりとしまして、私と事務局と副委員長で、議長に反問権の使い方というものをよく説明して、議長に理解して頂きたいというふうに思っていますので、皆さんの御理解よろしくお願ひしたいと思います。

〔「よく分からない」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 すいません。

もう一回言います。反問権の使い方に対して、議長に私と副委員長と事務局長で説明します。私に預けさせて頂きますのでよろしくお願ひします。そのようなことで御理解のほどよろしくお願ひしたい。

内桶委員。

○内桶克之委員 それは分かりました。

会派からの意見で、政研会とか市政会とか私の会派もありますけど、やっぱり一定のルールでの運用というのを整理してもらって、事務局と委員長と副委員長で整理して運用のルールを作ってもらいたいと思います。書いてあるので、二つの会派の意見には。

○村上委員長 そのようなことで進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第1回定例会の予算特別委員会の審査の中で、委員の中から議員のタブレットの通信料に関して、必要ない議員の分は契約をしないようにすれば予算の縮小になるのではないかという御意見がありました。議員全員に貸与されてるタブレットという点もありますので、議会運営委員会でこの件についてどのように取り扱うか協議をしたいと思います。

まずは事務局から説明願います。

事務局次長石井君。

○石井議会事務局次長 タブレットに関してですけども、資料はございません。

タブレットの貸与に関しましては、ただいま委員長からありましたとおり、第1回定例会の予算特別委員会の中で必要のない議員分は契約しないことで、予算の縮減になるのではとの御意見がございました。タブレットの使用に関しましては、笠間市議会における情報通信機器に関する運用基準に定めるとおり、会議及び議員活動に使用するため、議員タブレット型端末機を貸与するものでございます。端末機の貸与につきましては、運用基準の第3条において、抜粋しますと「会議及び議員活動に使用するため議員にタブレット端末を貸与し」としております。事務局としましては、業務上必要なものは、私的な負担を求めず端末及び通信料等に関して事務局側が用意するものであり、全ての議員に対して公平性に欠けることなく全議員に貸与すべきものであると考えます。

以上でございます。

○村上委員長 説明ありがとうございます。今説明がありましたが、この件について何か御意見があればお願いいたします。

はい、内桶委員。

○内桶克之委員 言っている意味がちょっと分からないのですが、通信料をWi-Fiだけに契約するとか、今4Gか何かでやってますけども、通信料使わない人がいれば、通信料が浮くのでそうしたほうがいいのかという意見なのですか。

○村上委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時52分再開

○村上委員長 休憩を解いて協議を再開したいと思います。

ただいまの案件については、議運では取り扱わないという内容で今度の全協で報告したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、標準市議会傍聴規程の一部改正に伴う笠間市議会傍聴規程の一部改正について事務局から説明願います。

事務局次長石井謙君。

○石井議会事務局次長 資料05の標準市議会傍聴規則の一部改正について（通知）を御覧ください。

笠間市議会傍聴規則につきましては、傍聴に関し必要な事項を定めたものでございます。去る令和7年2月14日、全議第429号全国市議会議会議長会より、標準市議会傍聴規則の一部改正についての通知がございました。標準市議会傍聴規則につきましては、昭和34年に制定され、昭和40年の改正を経て平成3年の改正以降改正が行われておりません。そのため、時代の経過とともに最近では一般的に使われてない語句や制定改正時の社会情勢を反映した規定が残っていることから、全国市議会議長会で改正を行ったものでございます。これらの規則に則り笠間市議会傍聴規則の一部改正に向けて進めていきたいという考えでございます。

以上です。

○村上委員長 はい。ただいま説明がありました。この点について何か御意見があればよろしく申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 ないようであれば、ただいまの事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。貴重な御意見ありがとうございました。

午前10時54分閉会